

児童発達支援等の利用者負担を無償化します

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについて、全ての0～2歳の利用者負担を無償化します。



対象となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援

対象となる児童

上記サービスを利用する0歳～2歳の児童

※年度の途中で満3歳に達する児童で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を含みます。

無償化の概要

- 本来、児童発達支援事業等を利用した場合、受給者証に記載の負担上限月額を上限として、利用日数等に応じた利用者負担額（1割部分）を事業所にお支払いいただく必要がありますが、本制度は**その利用者負担額を武蔵野市が負担することにより**、実質的に利用者負担額を0円（無償化）とする制度です。
- ただし、国制度による負担軽減措置や上限管理が必要な場合は適応後の利用者負担額を無償化いたします。ご不明な場合は下記【問合せ先】までご連絡ください。
- 本制度は**令和8年4月サービス利用分**から対象となります。
今回お送りした受給者証の特記事項欄に「**武蔵野市無償化対象児童（都制度）**」と記載されているかご確認いただき、ご利用の事業所へ必ずご提示ください。また旧受給者証は、下記【問合せ先】までお持ちいただくか、郵送にてご返却ください。

※ 国制度により、3歳～5歳の児童の利用者負担は既に無償化されています。

※ 利用者負担以外の費用（食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 第2子以降の児童の利用者負担助成について、令和8年3月利用分までは東京都が保護者に給付することにより利用者負担額を無償化しますので、東京都へご申請ください。

【問合せ先】 武蔵野市障害者福祉課
電話 0422(60)1847(直通)